

20歳以上の学生の方へ

外国人のみなさま / International

For more information about the public pension system,
please visit the Japan Pension Service website.

pension international 検索

[https://www.nenkin.go.jp/
international/index.html](https://www.nenkin.go.jp/international/index.html)



国民年金保険料の納付が猶予される

学生納付特例制度 ＜ポイント＞

令和8年度版

ポイント1

学生納付特例制度はどんな制度

ポイント2

手続きはどうするの

ポイント3

手続きをしないとどうなるの

ポイント4

承認された場合、将来受け取る年金は
どうなるの



日本年金機構

Japan Pension Service

ポイント1

学生納付特例制度はどんな制度

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

<対象になる方>

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※ 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす>

128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) で計算した額以下

ポイント2

手続きはどうするの

マイナポータルを利用した電子申請

マイナポータルを利用した電子申請により、国民年金第1号被保険者への切り替えや納付が困難な場合の学生納付特例申請の手続きが可能です。詳細は、以下のウェブサイトよりご確認ください。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご確認ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



申請の際は、**在学期間がわかる学生証の画像**(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)または**在学証明書**の画像のアップロードが必要です。

紙の申請書による申請

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入し、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金の担当窓口またはお近くの年金事務所にご提出ください。

申請の際には、**学生証などの学生であることを証明するもの**が必要です。

紙の申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

申請後は、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。
すでに保険料を納付された月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

ポイント3

手続きをしないとどうなるの

万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

病気やけがで障害が残ったときに、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納付せずにいると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎年金

令和8年度
(年額) ※1

1,059,125円(1級)

847,300円(2級)

・ 障害等級は、身体障害者手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。

※1 昭和31年4月2日以後生まれの方が受け取る場合の年金額となります。

<注意事項>

令和8年4月分から翌年3月分までの期間の申請は、令和8年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不測の事態による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。

ポイント4

承認された場合、将来受け取る年金は どうなるの

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます。

ただし、年金額には反映されません。

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います。

	老齢基礎年金		障害基礎年金※2 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納 付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未 納	×	×	×

※2 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

学生納付特例制度を利用しない場合は

保険料は、まとめて前払いする「前納制度」があり、前納(前払い)すると、保険料が割引になりお得です。

また、口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。お申し込みいただく時期により割引額が変わりますので、ご希望の場合は、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【令和8年度保険料額】

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々支払の場合の納付方法		17,920円	107,520円	215,040円	434,520円※
前納	口座振替 (割引額)	17,860円 (60円)	106,300円 (1,220円)	210,530円 (4,510円)	417,150円 (17,370円)
	現金・クレジットカード支払 (割引額)		106,650円 (870円)	211,220円 (3,820円)	418,510円 (16,010円)

※ 令和8年度保険料17,920円の12カ月分と令和9年度保険料18,290円の12カ月分の合計です。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です

届出により、出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものと、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、必ず市(区)役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。また、マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。(保険料を納付されている場合は後日お返しします。)

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで

パソコンやスマートフォン等でご自身の年金情報を手軽に確認できます

- ・最新の国民年金保険料の納付状況等を確認できます
- ・国民年金保険料の免除や納付猶予等の期間について、追納や納付が可能な月数と金額を確認できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからのご利用登録が便利です

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから



<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp.neko/Z06.SP/W.Z0602.SPSCR.do>

ご利用登録はとってもカンタン
詳しくは「ねんきんネット」で検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

